

第5回口頭弁論期日 説明資料

2024年9月12日 原告訴訟代理人

今回提出した準備書面

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 第4準備書面 | 第5~第7準備書面の概要 |
| 第5準備書面 | 被告準備書面(2)に対する反論 |
| 第6準備書面 | 海外の状況を踏まえた主張 |
| 第7準備書面 | 国民認識の調査を踏まえた主張 |
| 第8準備書面 | 町村総会制度を踏まえた主張・
新たな請求原因追加 |

第5準備書面：被告準備書面(2)に対する反論

1. 本訴には平成17年最大判基準が適用される

1. 立法裁量を前提としても厳格な判断が必要

- 被選挙権は憲法上の権利（高橋論文の誤読）
- 被選挙権年齢は国が自由裁量で決めてよい事柄ではない

第6準備書面：海外の状況を踏まえた主張

- OECDの約89%では18～21歳以上
- 10代含む若手議員の活躍
- 選挙権・被選挙権年齢統一は、民主政の理念の実現に向けた取り組み
 - 両年齢の不一致は権利侵害の問題。不一致国の「割合」は本件規定の合理性を担保しない

第7準備書面：国民の認識に関する調査結果を踏まえた主張

- 国民は、19歳を含む若年層が議員にふさわしいと考えている
- 全世代の過半数が、被選挙権年齢の引き下げを支持している
 - 社会経験・思慮分別の有無に関する主張は、偏見・思い込みに過ぎないだけでなく、国民の認識にも反している

第8準備書面：町村総会制度を踏まえた主張・ 新たな請求原因の追加

- 法制度上、町村総会は市町村議会と同じ
- 町村総会では18歳から地方政治の参加権
- 市町村議会では18歳が政治参加のベースライン
 - 現行の法定年齢は上記ベースラインと矛盾
 - 町村総会設置の有無による住民参加権・被選挙権の差別的取扱い

本件の主張構造（権利侵害構成）

被告

原告

立法裁量

広範な立法裁量

立法裁量なし（平成17年基準） or 立法裁量は限定的⑤

判断枠組

緩やかな基準

やむを得ない事由が必要 or 少なくとも立証責任転換⑤

合理性

思慮分別による年齢設定は合理的

OECDの約4割が選挙権・被選挙権年齢を分けて設定

- ・ 科学的根拠がない偏見
- ・ 偏見は国民認識にも反する⑦
- ・ 諸外国の状況は、若者に思慮分別が存在することが前提⑥

権利侵害状態の放置。残存国割合は合理性を担保しない⑥

法定年齢と市町村議会の遂行能力年齢との間に矛盾あり⑧

本件の主張構造（平等原則違反）

被告

原告

立法裁量

立法裁量は限定的

判断枠組

事柄の性質に即応した合理的根拠の有無を慎重に判断⑧

年齢

権利侵害構成の主張と同じ

合理性

町村
総会

町村総会と町村議会の間で政治的決定内容が変わらない以上、両者の住民参加権と被選挙権年齢は同一に設定されるべき⑧